

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ  
川崎市外国人市民代表者会議  
だい き だい ねん だい かい だい にち  
(第8期 第2年 第2回 第1日)  
ぎじろく  
議事録

1 日時 2011(平成23)年7月10日(日) 午後2時～5時

2 場所 川崎市国際交流センター

3 出席者

(1) 代表者 22人

おう たいら きよ かきん こう き すずき しんきん ちん しー あん よんいる きん きんあ じよん そ じん ぼく ちやん ぼ、  
たおわん キツテイチャイ、たかはし ろ き なかもり じゅりあ みどり、アディカリ スディーブ、  
ころん つい かるる うー じえ ちやー と で びと やなぎさわ あん な なかむら じゅ じえい す らん  
おりう いえ、な谷屋 じんきー、おぼん ぎ け おいで おりえった

(2) 事務局

よこやま しつちよう きとろ かちよう いづか かちよう にしやま かちよう あべ かちよう ほさ おおた かかりちよう  
横山 室長、佐藤 課長、飯塚 課長、西山 課長、阿部 課長補佐、大田 係長、  
いじま かかりちよう ゆかわ しゆにん たかの しよくいん にしぐち せんもんちようさいん  
飯嶋 係長、湯川 主任、高野 職員、西口 専門調査員

4 傍聴者 4人

5 会議次第(公開)

(1) 開会のあいさつ

(2) 事務局説明

(3) 議事

(4) 事務連絡

6 議事等の経過

【全体会】

おぼん ぎいんちよう かわさきしがいこくじん しみんだいひょうしゃかいぎ ねんどだい かいだい にち かいさい  
オパング委員長「川崎市外国人市民代表者会議、2011年度第2回第1日を開催する。  
ぼうちようしゃ ぼうちようしゃ じゆんじゆん じゆんじゆん ちゆう ほんじつ だしどーろう さいん  
傍聴者は傍聴者遵守事項を守っていただきたい。本日、ダシドローウ委員と  
えどもん だいいん けつせき れんらく きよう についで しりよう じむきよく  
エドモンド委員から欠席の連絡があった。今日の日程と資料について事務局に  
せつめい ねが  
説明をお願いします。」

(事務局佐藤課長が日程と配布資料について説明。)

おぼん ぎいんちよう ぜんかい かいぎ ほうこく じむきよく ねが  
オパング委員長「前回の会議のまとめの報告を事務局にお願いします。」

(事務局西口専門調査員が資料1に基づき前回会議のまとめを報告。)

おぼん ぎいんちよう ぶがい しんぎ うつ  
オパング委員長「部会審議に移ることとする。」

【社会生活部会】

ちやー と ぶがいちよう しやかいせいかつぶかい かいかい ほんじつ おも て ーま ねんきん ほんじつ  
チャート部会長「社会生活部会を開会する。本日の主なテーマは<年金>となる。本日、  
にほんねんきんきこう ふじかちよう かながわけんこくみんねんきんききん や たべ じむちよう かわさきし けんこうふく  
日本年金機構の藤課長、神奈川県国民年金基金の谷田部事務長、川崎市の健康福  
しきよくちいきふく しほけんねんきんか ぼばちよう ささくらかりちよう しゆつせき  
祉局地域福祉部保険年金課の馬場課長と笹倉係長に出席いただいている。暑い中、

日曜日に出席いただきありがとうございます。では、年金制度全般について藤課長から説明していただく。」

藤課長「配布資料に基づき、年金制度、社会保障協定、外国人の脱退一時金について説明したい。年金制度において、日本国籍を有する人、国内に住所を有する人は何らかの形で、年金に入るという仕組みが1961年にできた。1986年にはそれまで別々の制度だった厚生年金・共済年金の加入者も国民年金に加入するという二階建ての制度となった。厚生年金の適用事業所に常時勤務する人が厚生年金に加入できる。適用事業所の基準は、①日本で法人登記している会社、②個人事業で5人以上の従業員がいる会社は、必ず厚生年金に加入しなければならない（強制加入）。4人以下の従業員がいる会社は任意加入となる。適用事業所の短時間勤務の従業員は、1日あたりの勤務時間数と1カ月当たりの勤務日数それぞれが、その会社の正社員の4分の3以上ある人は、厚生年金に加入しなくてはならない。

厚生年金の保険料は、給料の月額が9万8,000円から62万円の間に30等級にランク分けされており、加入者の給料に相当するランクの保険料を納める。厚生年金は保険料の一部を会社が負担する。

サラリーマン等の被扶養配偶者は第3号被保険者になる。加入条件は、厚生年金か共済組合の加入者の扶養家族になっている配偶者であること。第3号被保険者は国民年金の保険料を自分で納めなくても、国民年金の保険料を納めた人と同じ水準の給付が受けられる。

年金支給額は、個人個人の年金の記録に対応して支給額が決まるので、個人によって金額が異なる。年金を受け取るときに、年金事務所に相談してもらえれば、個別の支給額はお知らせできる。

年金受給の要件は、国民年金保険料の納付済み期間、免除期間、厚生年金・共済組合等、様々な年金の納付済み期間等を全部通算して、最低でも25年の期間が必要。

年金の受給権が発生する年齢で、日本国籍を有しているか、永住権を有している人の場合は、来日以前の海外在住の期間は、25年の受給資格期間にカウントされる。しかし、保険料をおさめていないので、年金額はその分少なくなる。

続いて、社会保障協定について。目的は年金や健康保険の二重加入の防止となっている。協定が発効する前は、日本の厚生年金に入ったまま海外支社に出向し、行った先の国で年金に加入しなければいけない場合、二重加入になっていたが、協定期間では、一時的な海外派遣であれば、派遣元の国の制度に加入し、行った先の国では加入しなくてもよい。加えて、年金の通算協定がある。片方の国だけだと、受給資格の年数が満たせない場合があるので、お互いの国で、相手国の年金の加入期間を通算対象にしている。

今現在、協定が結ばれている国は資料のとおりである。年金制度は各国独自につくっているのが、相手国によって調整の仕方を少しずつ変えている。A国とB国の年金制度を調整する方法で、C国も同じように調整できるとは限らない。

脱退一時金を受け取るには4つの条件がある。①厚生年金や国民年金で6カ月以上の保険料納付済み期間があること。②受け取る時に日本国籍を持っていないこと。③受け取る時に日本国内に住所がないこと。④日本で加入していた期間に

障害年金等で年金の受給権が発生していないこと。この4つの要件が満たされたときに、脱退一時金の請求ができる。脱退一時金は日本国内にいる間は請求できない。帰国して2年以内に請求しないと権利を失う。

厚生年金の脱退一時金の金額は、複雑な計算になっているが、おおよそ個人が負担した保険料に近い金額になる。ただし、3年以上は加入年数に関係なく、同額になる。

脱退一時金の送金は、相手国の銀行口座を指定し、日本銀行から振り込む形で、手数料はかからない。しかし、相手国の政情が不安定な場合等に、日本銀行から振り込みができない場合もあるので、請求する時は、振り込みができる状態か、日本年金機構に直接確認してほしい。厚生年金の脱退一時金は、20%の所得税を引いた金額が振り込まれる。請求者は所得税の還付を受けられる。所得税の還付の手続きは、日本国内で代理人（納税管理人）を立て、日本を出国する直前に外国人登録をしていた住所を管轄する税務署へ、納税管理人届出書を提出する。これでスムーズに還付を受けられると聞いている。帰国後、自分で還付手続きをする場合、手続きが大変になるので、注意してほしい。」

チャート部会長「次に、国民年金基金の説明をしていただく。」

谷田部事務長「国民年金の加入者の所得保障を行う目的で、国民年金基金の制度ができた。厚生年金や共済年金には上乗せ年金部分があるが、国民年金にはない。上乗せ年金で、厚生年金に近い年金を受けられるようにするため、1991年に制度ができた。国民年金法に基づいて、設立し、厚生労働大臣の認可を受けている機関である。

加入条件は、日本国内に居住している国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料を納めている20歳から59歳であること。厚生年金保険や共済組合、国民年金の第2号被保険者、第3号被保険者や免除を受けている人は対象にならない。

加入は任意だが、任意に脱退することはできない。支払った掛金は、途中で引き出すことはできないが、老後に年金として受け取ることができる。

給付の種類は終身年金と確定年金、保証がつくもの、保証がないもの、がある。終身年金は、生涯にわたって年金を受け取れる。加入した年齢で受け取る金額が異なる。年金を受け取る年齢は、60歳と65歳の2種類がある。

確定年金は受け取れる期間が決まっているタイプ。保証は5年、10年、15年の3種類があり、年金受給前で保証期間中に万が一加入者が死亡した場合、遺族に遺族一時金が支給される。加入のタイプや掛金のタイプは様々なものがあるので、ライフスタイルに合わせた組み合わせができるようになっている。外国に帰国した後も年金を受け取れる。請求が必要なので注意してほしい。国民年金のように25年以上の加入といった条件はない。」

那谷屋委員「第3号被保険者が離婚した場合、年金はどうなるのか。再婚等で名字が変わった場合、継続して記録されるのか。」

藤課長「第3号被保険者は、保険料を負担していなくても、納めた期間として記録される。再婚して別の配偶者になった場合、再度第3号被保険者として記録される。名前が変わっても、その人の記録は全てつながって入っている。」

那谷屋委員「手帳がなくなった場合どうなるのか。」

藤課長「手帳はなくても、年金の番号が合えば問題ない。番号が分からない場合は、旧姓等で遡って調べて、本人の記録かどうかを確認し、つなげていく形になる。」

耿委員「来日後に厚生年金に加入したが、年金手帳をもらっていない。年金の番号はわかっているが、手帳は必要か。」

藤課長「年金の受給権が発生するまでは手帳はあったほうがよい。勤務先を通じて年金手帳の再交付を受けていただきたい。」

タオワン委員「脱退一時金の金額が3年以上は同額になるという問題に関して、代表者会議からも提言を出しているが、改善する予定はあるのか。」

藤課長「日本年金機構は、国から委託を受けて、年金関係の手続き等を行っている。加入者からの声という形で、様々な問題を厚生労働省に伝えることはできるが、制度そのものを変えることはできない。」

馬場課長「脱退一時金の改善についての代表者会議からの提言を受けて、川崎市として、厚生労働省に政令指定都市連名で、要望書を毎年提出している。」

チャート部会長「国民年金制度で、日本国籍か永住者資格のある人は海外在住年数も加算されるが、他の在留資格の場合はどうなるのか。」

藤課長「他の在留資格だと来日前に海外にいた期間は25年にカウントされない。一度永住者資格を得ても、年金を受け取る年齢で、永住者資格がない場合は認められない。年金の受給権発生後なら、出国して永住者でなくなっても受け取れる。」

コロンツイ委員「永住者資格を持って、外国で働く場合も、海外にいた期間は25年にカウントされるのか聞きたい。」

藤課長「永住者資格を持ち、外国で働く場合は、25年にカウントされる。」

コロンツイ委員「厚生年金の脱退一時金から所得税が引かれるのはなぜか。」

藤課長「理由については今、資料がないので、回答できない。」

コロンツイ委員「もっと簡単な手続きになるとよい。」

アディカリ委員「永住者以外の在留資格で25年間保険料を納めた場合、年金は受け取れるのか。」

藤課長「保険料の納付期間が25年あれば、年金の受給権は発生する。25年に満たない場合に、海外在住期間を資格期間に含められるか、という点で、日本国籍および永住者資格が必要となる。」

アディカリ委員「厚生年金の脱退一時金の金額の計算例が知りたい。例えば、年20万の保険料を6年間納めた場合、どのくらいの金額か。」

藤課長「6年間でも、3年間納めた計算になるが、57万6000円くらいになる。」

高橋委員「第3号被保険者で、夫が年金を受給する年齢だが、本人がまだ受給する年齢になっていない場合、本人は年金を受け取れないのか。」

藤課長「夫が65歳までの間は、厚生年金に加入している場合、配偶者は第3号被保険者になれる。しかし、夫が65歳を超え、年金の受給権がある場合には、配偶者は第3号被保険者ではなくなる。」

高橋委員「保険料を納めていたが、病気になるって、生活保護を受けるようになった場合、年金は受け取れるのか。」

藤課長「病気の程度がかなり重く、障害年金に該当する場合、障害年金を受け取れるが、

障害年金に該当しない場合は、通常どおり、老後に受け取る形になる。生活保護を受けている場合、保険料が免除になるので、年金を受け取る年齢までは、免除を受け、年齢になって、受給資格を満たしていれば、年金を受け取ることになる。」

呉委員「社会保障協定のある国で10年働いて、日本に来てから引き続き、年金に加入する場合、加入期間が通算できるが、通算する場合にその国で10年間働いたという証明書が必要なのか。」

藤課長「現在、当事国相互の情報交換により相手国の年金加入期間を確認するので、特別に証明書の発行を受ける必要はない。」

コロンツイ委員「脱退一時金は、国民年金と厚生年金とを合わせて受け取れるのか。」

藤課長「国民年金の期間については国民年金の脱退一時金が、厚生年金の期間については厚生年金の脱退一時金が受け取れる。」

コロンツイ委員「日本国籍か永住者資格がある場合に、海外在住期間を25年にカウントできることが明記された資料がほしい。」

藤課長「資料がどこにあるかお答えできないので、後日調べて事務局に伝える。」

オパンゴ委員「例えば日本で18年間厚生年金に加入した後、出国し社会保障協定がない国にいて、日本に再入国した場合、18年間の加入期間は記録に残せるのか。」

藤課長「日本で厚生年金の加入期間があり、脱退一時金の請求をしなかった場合は、日本での過去の加入期間を記録に残せる。社会保障協定がない国にいた期間は、空白になるが、日本に戻ってからさらに年金に7年間加入し、通算で25年になれば、年金の受給資格が発生する。65歳の時点で永住資格があれば、その外国にいた期間も25年にカウントされる。」

那谷屋委員「65歳未満で死亡した場合、遺族基礎年金が受け取れるのか。」

藤課長「遺族年金は、亡くなった時点で被扶養者の遺族がいる場合には加入者が受給年齢でなくとも、その遺族に対して年金が支払われる。遺族基礎年金の場合、18歳未満の子がいる妻または18歳未満の子に支給される。遺族厚生年金の場合、子どもは18歳になった時点で支給が終わるが、配偶者は別の人と結婚するか、死亡するまで支給される。配偶者自身に老齢年金の受給権がある場合、基礎年金と基礎年金あるいは厚生年金と厚生年金といった同一種類の年金は、原則として遺族と老齢の選択になるが、双方の一部ずつを選択する方法もあり、個別に相談してもらう方がよい。」

タオワン委員「外国人で脱退一時金を請求している人の割合はどのくらいなのか。」

藤課長「今日は資料がないので、調べてみて分かるようなら後日回答したい。」

チャート部会長「担当者の皆さんには我々の質問に丁寧に答えていただき感謝する。」

「次回の部会の審議テーマについて確認したい。」

事務局佐藤課長「審議テーマとして医療、病気の予防の情報と、国際結婚の際の苗字、社会参加が残っている。」

チャート部会長「10月から提言のまとめに入るので、各テーマについての審議は次回で終わりたい。審議テーマについて皆さんの意見を聞きたい。」

<採決> 次回の審議テーマ

・年金 賛成0人

・医療・病気の予防の情報 賛成1人

・国際結婚の際の氏 賛成0人 ・社会参加 賛成11人→決定

・外国人への調査、外国人市民の声を上げるシステム 賛成4人

チャート部会長「今回の審議テーマは社会参加とする。具体的には、参政権、地域社会への参加の方法等について審議したい。社会参加についての資料だが、事務局で用意できる資料は何かあるか。」

事務局佐藤課長「市の審議会についてのデータがあれば、提出する。」

チャート部会長「地域の自治会や町内会の制度についても資料をだしてほしい。

市民団体が主催するイベントへ外国人がどのくらい参加しているか、事例があれば知りたい。」

事務局佐藤課長「事例があるかどうか確認する。」

中森委員「川崎にある川崎フロンターレというサッカーチームは、川崎市もイベント等で関わっていると聞いた。多摩川の清掃のイベントがあるようだが、代表者会議のメンバーが参加できないか、確認したい。川崎フロンターレと代表者会議のメンバーが手を組んでいるいろいろやると、効果的なPRにもなるのではないか。」

チャート部会長「では、次回代表者会議のメンバーが参加できる可能性があるイベントの紹介を事務局に依頼する。」

陳委員「社会参加は、情報がないために社会参加ができないということもある。」

チャート部会長「今回は社会参加について、審議する。社会生活部会を閉会する。」

## 【教育文化部会】

柳澤副部会長「教育文化部会を始める。本日、部会長が欠席のため、副部会長の私が司会をする。今日はいじめと情報について審議したい。事務局の説明をお願いする。」

(事務局西口専門調査員が資料1に基づき前回会議のまとめについて説明)

柳澤副部会長「いじめ問題について、金委員から提案がある。説明いただきたい。」

金委員「説明に時間がかかるので、資料としてまとめたものを読んでもらいたい。」

事務局飯嶋係長「会議資料は正副委員長部会長会議の承認が必要なので、承認がないものを、今日資料として配布・回覧するのは難しい。」

柳澤副部会長「では、次回分かりやすくして資料として提出いただくのはどうか。」

安委員「金委員がこの部会で報告することはできる。」

柳澤副部会長「金委員は、まとめたものを読んでもらうほうが良いということなので、次回としてはどうか。いじめ問題についての資料説明を事務局にお願いする。」

(事務局西口専門調査員より前回会議資料4-4に基づきいじめ問題について説明)

柳澤副部会長「私の息子はじめ相談窓口が書いてあるカードを学校からもらっている。学校で権利についての授業を受けていて、家でも自分の権利を主張する時がある。いじめのケースは、外国人の女の子が小学校で自分のランドセルに、ほかの子どももの私物を勝手に入れられて、「泥棒だ」と先生に報告されたケースを聞いている。その子どもは、親に、「自分で解決する」と言って、いじめた子と同じことをしたが、結局学校の先生との話し合いで解決した。」

王委員「いじめへの対応はいろいろな方法があるが、本人が気を強く持つことが一番重要ではないか。海外から来た外国人が日本の学校に入って、いじめられた場合、気が弱いと親に話すことができず、ひとりで悩むことになる。親が子どもを気が

強い子に育てれば、いじめられても気にしない、一人で悩まないようになる。」

柳澤副部長「親との関係が良いほど、いじめは早く発見できる。いじめの問題は、日本人も外国人も同じ。ただ、外国人が弱い立場になるケースはある。」

王委員「中国ではいじめられたら、さらに強い手段で返すように、親から教育されている。日本人の場合は、人から何か言われても反発しないように教えられているのではないか。いじめる側に対して強くなれば、いじめられなくなるのではないか。」

柳澤副部長「ロシアも日本よりかなり高い比率でいじめが起きていると思う。私の家は引越しが多く、転校も多かった。転入先の学校でトップの成績をとったらそれまでトップだった子にいじめられた。女の子同士だったが口げんかではなく、蹴ったりするようなけんかもあった。日本では、いじめについての教育や研修をしていて、母国に比べ素晴らしいと思う。」

生出委員「チリは口げんかでおわり、早めに仲直りするので大きな問題にならない。日本は家族で話す時間が少なく、食事時も静かだが、南米の家族は食事時の会話が早い。話好きなので、今日会った嫌な人のことも話す。話すことで楽になる。」

私の娘が幼い時に同じ歳くらいの子どもにいじめられたことがある。私とその子の所に行き、「何でいじめるの」と話した。結局、その子は謝ったかどうか分からなかったが、解決した。息子が小学校2年生の時に、先生から呼び出されて息子が他の子をしていじめていると言われた。私も先生と数回話し合いをしたが、ある日息子が「僕はいじめるのをやめた」と言い、いじめはなくなった。いじている本人の考え方が変わることはいじめがなくなることもある。」

柳澤副部長「親が介入したりサポートすることで解決できるケースと、できないケースがある。ある聞いたケースでは、母親が日本人と再婚してロシアから呼び寄せられた子どもで日本語は問題ないが、集団登校・集団下校で仲間外れにされて、登校拒否になった。親が気づいて、原因が分かり、集団下校で中心的な存在の子に、親が電話をかけて「うちの子どもが、学校に行きたくないと言っている。自分の娘と話をしてみたらどうか。」と言った。その電話で解決できた。集団の中でいじめが起こるが、一人一人の子どもはみんないい子。工夫すれば解決できる。」

生出委員「私の娘は以前、自分が外人と言われることをとても気にしていた。みんなと違うことで、とても気が弱くなっていた。悩んでいる娘を連れて親子でスペインに行ったときに、滞在先で日本人の旅行者に会った。娘はその日本人に「外人」と言おうと思ったと言っていた。そのくらい気にしていた。」

柳澤副部長「国際理解によって考え方は変わる。私が学校の先生に「私の子どもはハーフ」と言ったら、先生が「ハーフではなく、ダブルでしょう。」と言った。とても良いと思ったので、子どもたちにも教え、子どもも「自分のお母さんはロシア人」と学校で自慢している。」

王委員「私の知っているケースでは、日本人と中国人の夫婦の子どもが生まれつきの病気があり、治療する際の副作用で背が伸びず、太っていた。外見からその子がいじめを受け、全部母親に話した。その後母親が仕事も辞めて、子どもの学校の送り迎えをしたり、学校でいじめた子と話したりしていたら、家に電話がかかってきて、脅迫のようなひどい言葉を言われた。警察を呼ぼうか考えるほどだった

が、母親も負けずに言い返して、いじめもなくなった。これは子どもがまず親に話したことで、助かったケース。親が出るべきかどうかは難しい所だが、子どもが対応できない場合は、親が子どもを守らなくてはならない。別のケースでは、小学2年生ぐらいに中国から日本に来て、日本の学校に入り、一人の子にたたかれ、その場で言い返せなかった。いじめた子は学校で多くの子をたたいているので、たたかれたその子は、いじめた側が間違っているから、気にしてないと言っていた。気が強い子だったが、気が弱い子なら悩んでいただろう。」

柳澤副部長「子どもが親にいじめられたことを話せるような、親子関係は家庭内で作っていくしかない。親がどう対応したらよいか分からない場合、特に外国人の親の場合、相談できる窓口が必要。しかし、日本語でしか相談できないのは問題。」

鈴木委員「いじめの認知件数は、小学生より中学生が多い。小学生は泣いて帰ってくるので、いじめが分かりやすいが、中学生は親に学校のことをあまり話さないの、いじめに気づきにくい。いじめられると、登校拒否や成績の低下など、その子の受けるマイナスの影響は大きい。日本の学校に入ったばかりの外国人の中学生や高校生は、言葉ができないことで、自信がなくなり、気持ちも弱くなる。こうした中学生・高校生の悩みにどのように、気づき対応したらよいか難しい。部活での活躍や成績が上がることで、みんなから尊敬されるようになり、自信がつくようになると、いじめられないのではないか。」

柳澤副部長「以前けんかしていた子ども同士が同じ小学校に入り、けんかがなくなった。学校で、話し合いでけんかを抑えられないのは弱い人だと教育を受けた結果、けんかがなくなった。学校でいじめについてきちんと教えていけば、中学生になっても、いじめが起こらないようになるのではないか。」

鈴木委員「中学生の場合は、三者面談や家庭訪問を利用して親が先生と家庭や学校での子どもの様子について話し合うことが一番重要。」

柳澤副部長「三者面談は小学校にはない。家庭訪問がない学校もある。先生も家庭の事情を把握できないのではないか。」

金委員「いじめは大人も含め年齢を問わず、どこの社会でも必ずある。なくなることはないが、減らせるように努力すべき。いじめはそれぞれのケースで違い、これが正解という解決法はない。昨年のオープン会議でも、参加者からいじめられたケースの話があり、この部会でも様々な事例が出た。多くの事例の集積があれば、先生も親も解決のための参考にできるのではないか。」

柳澤副部長「学校のカウンセラーはいじめの事例の情報を持っていると思う。」

金委員「それはそうだが、学校にとっていじめが起きているということはマイナスの要素なので、学校内で情報を共有していても、学校の枠を越えて情報が共有されないのではないか。」

柳澤副部長「では、どのようにいじめの情報を集めればいいのか。」

金委員「いじめに関する様々な相談窓口は、子ども自ら相談しようとしなければ、つながらない。相談できない子どもにこちらから働きかけて、救っていくような仕組みを充実させてはどうか。例えば「かわさき共生・共育プログラム」は、川崎が先進的に取り組んでいて良い事例。加えて、アンケート調査等はいじめのデータを集積して、データベース化し、市全体で先生が情報を共有できる仕組みがある

とよい。個人情報の問題もあるので、個人が特定できないようにする必要はあるが、そうした課題をクリアできれば、作れるのではないか。」

柳澤副部長「先生も仕事が多すぎて、データベースがあっても、活用できないのではないか。いじめの対応は先生1人ではなく、カウンセラーと連携すると思う。」

金委員「カウンセラーとの連携はあるだろうが、私の知る学校では、いじめの問題が発生すると、先生が集まって、生徒を呼んで話を聞く等の対応をしている。」

柳澤副部長「私も横浜市で5年間国際理解教師を務めたが、いじめの問題は、担任の先生が抱え込むのではなく、カウンセラーと連携して、時には校長先生も一緒に相談に乗るという形で対応している。カウンセラーと担任の先生と校長先生、両親を交えて話し合ったケースも知っている。」

朴委員「川崎市では実際にいじめが起こった場合、どのように解決するのか。」

事務局飯嶋係長「川崎市では、定期的に校長会が開催され、学校の枠を越えて様々な情報共有を行っている。また、いじめに限らず広く学校内での問題を把握するために、校内で児童生徒に対し、アンケートを実施し、いじめを含めて児童生徒の動向をつかむようにしている。」

事務局西口専門調査員「教育委員会が各学校にアナウンスしている基本的な対応方針としては、学校でいじめが発覚した場合、校内で対策会議（プロジェクトチーム）を立ち上げる。チームは学級担任、学年教職員、児童・生徒指導担当、カウンセラー、養護教諭等で構成し、ケースについてそれぞれが役割分担し、解決まで連携を取りながら進めていくことになっている。」

柳澤副部長「校長会等を利用して事例が共有できればよいのではないか。また、カウンセラーの役割は重要。いじめの件数が多い中学校で、全ての学校にカウンセラーが配置されているのは素晴らしい。」

生出委員「中学校でいじめが多いのは、思春期という時期の問題もある。精神的な変化を経験し、大変な時期でもある。私の子どもも、高校生有的时候に、学校に行きたくなくなって、部屋に閉じこもって、私達親も大変心配した。ただ、子どもに考える時間を与えた結果、子どもは学校を辞めて、大学にも進学しないと決めた。今子どもは、調理師になり、問題も自分で解決して生活している。親は助けるだけではなく、子ども自身にいじめの原因や置かれた状況について考えさせたほうがよい。子どもの置かれた状況は、全てが親の責任ではなく、子ども自身の責任でもある。私は娘の時に過保護が原因で、子ども自身の力が弱まってしまった経験があり、息子はある程度放っておいて自分で解決させるようにした。親としては不安もあるが、結果的にはうまくいったと思う。」

柳澤副部長「親も子どもの問題にどう対応すべきか、学ぶことが必要。両親も子どもも日本人のケースだが、学校で教科書やノートに「死ね」と書かれて登校拒否になった子どもがいた。小学校で1年間不登校で、中学校入学時に転居して、学区の違う学校に入学した。その家庭は、両親が過保護で、友だちとの付き合いが苦手な子だった。それで、いじめられたことが精神的に大きなダメージとなった。いじめられた子が悪いのではなく、親の育て方にも原因がある。強く育てていじめる側になっている子もいるので難しいが、親に対する教育も必要ではないか。」

生出委員「私は親が悪いとは思わない。特に一人目の子の場合、育て方、どのように伸

びるかは親自身わからない部分もある。結果的に問題がでてきた時に、育て方が悪かったと親が自分を責めても、親の精神的な負担になるだけで、解決にならない。子どもの成長過程で経験する問題は、同時に親の経験にもなる。私は二人目の子どもを育てる際、教育法を勉強して準備したが、結果的には子どもの自由にさせたことでうまくいった。

夫婦の国籍や文化が違う国際結婚で、以前は両方の文化を伝えたいと思っていたが、今は子どもが日本に住んで日本語が母語になっているなら、親が外国人でも子どもは日本人だと考えるようになった。」

柳澤副部長「外国人の親がはじめの問題に直面した時、相談窓口はほとんど日本語しかない。自分の母語で落ち着いて相談できる窓口があるとよい。」

安委員「これまでの話では、国際結婚で子どもを日本の学校に通わせ、日本人として育てているという話だった。川崎市の在日朝鮮・韓国人の中で子を朝鮮学校に通わせているのは、5分の1くらい。日本の学校に子を通わせる場合、ほとんどは本名ではなく通称名、日本名で通わせる。中学まで自分の国籍を知らずに成長して、高校受験で初めて、自分の国籍を知り、壁にぶつかることがある。外国人の親が子を何人として育てるのは大きな問題。私の家庭は夫婦ともに朝鮮人で、在日朝鮮・韓国人同士の中では、差別や偏見は一切ないので、国籍がどちらでも構わないと考えているが、国公立の小中学生に通わせた場合は、日本人として育てる。」

高校生になって、先生が国際的感覚で「あなたは韓国・朝鮮人。何故本名を使わないの」と言うこともあるし、サッカーの日韓共催ワールドカップや韓流ブームを経て、若者の中では偏見や差別がなくなってきたが、50代以上の年代では、まだ朝鮮半島に対しての偏見や差別がある。我々も経済活動の中で、日本名を使わなければ仕事ができないことも多い。朝鮮学校に通っている子たちは、大抵、電車の中で「おまえ朝鮮人だろう」と言われると、「私は韓国人です」と答える。朝鮮人と言うと、差別的な事をいろいろ言われるので、それが面倒で韓国人だと答えている。まだ、偏見が残っているのが社会の現実。

柳澤副部長の場合のように、自分の子どもにロシア語を教えて、アイデンティティを持たせることは素晴らしい。在日韓国・朝鮮人の場合は母語を話せない親が多く、国籍以外は日本人と全く変わらない人が増えている。朝鮮学校と日本の公立小学校が隣接している所で、公立小学校の在日朝鮮人の割合がかなり高い学校もあるが、その場合、学校でアイデンティティをどう作っているのか、という点は注目すべき。私の子どもは通称名ではなく、本名で大学まで行っているが、その後社会に出たときには、就職問題等何か出てくるのではないかと心配している。こうした社会的な差別もいじめの1つではないか。

今回、東日本大震災で仙台の朝鮮学校も被災した。校舎が使えず、寄宿舎で勉強している状態なので、全国の在日韓国・朝鮮人が復興のための寄付金を送っている。しかし、この寄付行為も損金計上を受けられないという差別を受けている。阪神淡路大震災の時は、朝鮮学校への復興支援のため、損金参入の寄附金行為が認められたが、今回の震災では認められていない。」

柳澤副部長「今回の震災で、私の友達でも、同じ国出身の被災者を自宅に受け入れたいと思う人は多かったが、実際に実現できたのは自分から被災者を探して、受け

入れた1例しかない。支援したくても情報がないことが問題。」

鈴木委員「いじめの問題については、これまで出た意見をまとめてほしい。」

柳澤副部長「情報の審議に移りたい。社会生活部会からも情報について意見が出ている。例えば、市からやさしい日本語でメールが送られるとよい、という意見も重要。町内放送が聞き取りにくく、日本人でも聞き取りにくい、ニュースを見ても地域の情報がわからないという意見等が出ている。」

事務局飯嶋係長「今日はいじめ問題について審議した。今後情報等の各テーマについて審議した後、提言の候補を絞る予定。次回必要な資料について確認して欲しい。」

柳澤副部長「いじめに関する金委員の提案を可能であれば資料にしてほしい。今日の会議のまとめを使っていじめの問題について提言の候補を絞った後、情報と保育園の審議に移ってはどうか。次回はいじめ問題のまとめと、情報と保育園について審議する。事前に送られる資料をよく読んでから、会議に臨んでほしい。」

事務局飯嶋係長「会議資料は審議に必要な客観的資料が基本になっている。その中で、正副委員長部長会議で諮り、承認されたものが、会議資料となる。」

金委員「提言の原案のような主観的な資料は、会議資料として難しいということか。」

事務局飯嶋係長「会議の中で審議された内容から、提言が作られると考えている。」

柳澤副部長「保育園に関して、事務局に依頼したい資料はあるか。」

朴委員「保育園の申し込みのうち、国際結婚で一方の親が外国人のケースや、外見からは外国人とわかりにくい、在日韓国・朝鮮人のケースの申し込み数が知りたい。また、待機児童数も知りたい。」

柳澤副部長「保育園に入る前に選考する場合の基準が知りたい。」

朴委員「待機児童数の国籍別データが知りたい。」

安委員「子どもが日本国籍で一方の親だけが外国人の場合は、日本人としてカウントされるので、正確な国籍別データは得られないのではないか。」

朴委員「では、保育園の待機児童数でよい。」

柳澤副部長「では時間になったので、これで閉会する。」

## 【全体会】

オバongo委員長「全体会を再開する。各部会の審議内容を報告してほしい。」

### 【社会生活部会】

チャート部長「今日は、年金制度について審議した。日本年金機構と神奈川県国民年金基金、川崎市保険年金課から担当者に来ていただき、説明を受け、質疑応答を行った。国民年金制度には自営業の国民年金も厚生年金も共済年金も含まれている。原則として、加入期間が25年に満たない場合は年金が受け取れないが、年金の受給権が発生する年齢に永住者の在留資格か、日本国籍を持っていれば、外国にいた期間が加入期間として加算される。受給権が発生した後は、海外にいて、永住権や日本国籍がなくても受給を続けられる。しかし、65歳で永住者以外の在留資格の場合は、海外にいた期間が加算されない。永住者でなくとも、25年間以上保険料を納めれば、年金を受けることができる。」

第3号被保険者の外国人は、日本人の場合と同様に、配偶者の厚生年金に加入し

ているので、その期間は保険料を納めているとみなされ、離婚・再婚・出国した場合も同じ。年金手帳があればよいが、なくても問題ない。

脱退一時金については、資料にある表は国民年金の第1号被保険者の場合で、厚生年金加入者の場合は、脱退一時金は納めた保険料によって計算される。3年間を越えて納めていた場合は、3年間納めた場合の金額になるので、納めた保険料に対する、一時金の金額は低い。次回は、社会参加について審議する予定。」

### [教育文化部会]

柳澤副部長「本日部長が欠席のため、私から報告する。今日は、いじめ問題を主に審議した。会議資料から、川崎市の取組を確認し、各委員の知っている事例を挙げるなどして審議した。結果として、外国人は日本人よりちょっと弱い立場にあるので、いじめの対象になりやすい。しかし、いじめは外国人だけでなく、日本人にとっても大きな問題になっているという話が出た。親がいじめに早く気付くことで、解決しやすくなるという意見が出た。また、保護者向けの外国語での相談窓口ができればよいという意見も出た。次回はいじめ問題について提言の候補をまとめ、情報と保育園について審議する。」

### [各種実行委員会報告]

#### ●臨時会実行委員会

臨時会の内容案について説明。

<採決>案 2部構成で、第1部はパネルディスカッションとする。賛成21人→決定  
テーマ：第1部「日本における国際化」、第2部「提言についての意見交換会」とする。

#### ●ニューズレター編集委員会

No. 42の発行・原稿案について説明。

震災メッセージの案文について

<採決>案 5行目「地震」を「震災」に修正 賛成22人→決定

#### ●かわさき市民祭り実行委員会

<採決>案 11月5日・6日に参加し、パレードとステージに参加 賛成22人→決定  
テント企画は民族衣装、各国の楽器、各国のお茶、フーセンヨーヨー等に作る。

<採決>代表者会議のTシャツを作成する（希望者のみ） 賛成17人→決定

#### ●多文化フェスタみぞのくち実行委員会

<採決>料理メニューを「えびせんべい」「ビーフン」「グヤーシュ」とする。

賛成22人→決定

### [その他]

(事務局飯嶋係長から事務連絡)

オパンゴ委員長「これで、第2回第1日の会議を閉会する。」